

愚管抄

三自一至



明僧
775
148

為鎮和為也

愚管抄全上中下

中村直新寫

大正二年一月廿一日
中村直雄氏贈



漢家年代

盤古 天地人定後首君也

三皇 天皇 地皇 人皇

又三皇 伏羲 神農 黃帝

五帝 小昊 顓頊 高帝 唐堯 虞舜

三王 夏 殷 周

夏 十七至一七
四百三十二年 殷 三十至九
六百十八年 周 廿八至
八百六十七年

十二諸侯

鄭曹宋晉衛秦齊燕魯蔡楚陳吳 不入諸侯

六國

韓魏趙齊燕楚

秦六帝四十九年五十六年

漢十二帝四十九年二百十四年

王莽十四年 更始三年

後漢十二帝三十九年百九十五年

三雄 魏 吳 蜀

魏五帝 四十五年 吳四帝 四十九年 蜀二帝 四十三年

晉十五帝 百五十五年

僞位惠帝以後

南燕 後涼 後秦 後蜀一僞 後夏 西秦 南涼女

前秦二 前燕 後趙 代 魏 北涼 北燕

後燕

南朝 北朝

宋八帝 五十九年 後漢十四帝 百三十九年

西魏三帝 三十三年 東魏一帝 十六年 南齊七帝 三十二年

後周五帝 二十四年 陳五帝 三十三年 梁四帝 五十五年 北齊七帝 二十八年

隋三帝 三十七年 唐二十帝 二百八十九年

五代

梁二帝 十六年 唐四帝 十三年 晉三帝 十二年 漢二帝 三年

周三帝 九年

大宋 至當今十三帝 至今年 二百六十二年 承久

二年注之

受禪讓位

チリケル 禪讓

踐祚

即位

祚作也云々

シム 作踐祚

脫屣避位也

黃帝求佛道避位如脫屣

國王乃治天下於年と云くハ受禪の年と云く
次乃年より云也 踰年法也

神武 綏靖 安寧 懿德 孝昭 孝安

孝靈 孝元 開化 崇神 垂仁 景行

日本武尊 仲哀 應神 集總別皇子

大迹王 私斐王 彥主人王 繼體 欽明

敏達 忍坂大兄皇子 舒明 天智 施基皇子

光仁 桓武 嵯峨 仁明 光孝 宇田

醍醐 村上 圓融 一條 後朱雀 後三條

白川 堀川

白皇帝年代紀

神武天皇七十六年

元年辛酉歲五十二即位辛酉御年百二十七

うのちゆたありせをたむくとの才四子正月一日庚令生給

神武天皇御年百二十七

神武天皇御年百二十七

神武天皇御年百二十七

秋津島

大和國橿原宮

元年辛酉年如來滅後二百九十年

十六代主莊王三年

此説為古至當時無相違歟

二 綏靖廿三年

元年五十二踐祚 庚辰御年八十四

神武第三子神武四十二年正月甲寅日為東宮十九

母より五十鈴姫より一の神武を母より神武

うせ給て四十九より即位

大和國葛木高岡宮

后一人 皇子一人

神武小二人の神子あり一は神武の御孫

命第二子を神武の御孫命第三は東宮綏靖天皇也

神武崩神武諒闇之太師神武の世の事を申付給ひけし

此を神武神子二人は忽ち害心をたし給ふ天皇此心以

てつとく中の神子より可射殺給へり給ふる事あり

とらるるはつとて子母のひとくいのりとえす其府に東宮
其夫と云くあやまらぬ射之病しあひたり其後中
御子にわつその器量にたへる事とのへあひ東宮は兄
おれはとのあひありあひとて互おぼつるごとく四年あひ
た即位すし四年とらふお終り兄のまあありて此
天皇位お終るを終り此事と思ふお一切の事ハかく
くし思ふめたくあつしとらるるをくしとて思ふ
思に思きれとももう位にはむむけうに射殺し終りハ
あつは大方お終と射治せしゆ心也そのころお兄を
又お位お終に終へくともあ終ふを思ふおとら理を
論とせり又王此器量とはりて弟お皇子と云ふお

たて終り終りしおとて治とくうらるるに仁徳を治
お子この例をい申す御中と云ふおの正道の御心お
互にゆつと終事とあつる也終に兄にらんしめて
令即位終事と仁賢顯宗お終り終るおとくひと
人のまうひしとあつるお例也兄のを御お御子を
射之病し終りしおとて思ひ終りしおとて思ひ終り
聖徳を子お射崇峻天皇もこのことと云ふお又大友の
皇おともこのことお此例をあつるおとて思ひ終りし
みれらるるおとて思ひ終り

三
安寧廿八年 元年 壬子癸丑云々二十即位五十五
綏靖大子綏靖廿五年 正月 戊子為東宮^十 母皇火

后五十鈴依姬ニニニ 同國片鹽浮穴宮

后三人 皇子四人

^四 懿德廿四年 元年辛卯三十四即位七十七

安寧第二子或三安寧十一年東宮トモ 母皇太后

淳名底中姬ニニニ 同國輕曲峽宮

同國輕曲峽宮

比津時三十二年孔子率ニニニ 或孝昭七年ニニニ

后三人 皇子一人

^五 孝昭八十三年 元年丙寅廿二即位百二十

懿德太子廿二年東宮トモ 母皇太后天豐津媛息石耳

命娘

同國掖上池心宮

后三人 皇子二人

^六 孝安百二年 元年己丑百廿或御年百三十七三十六

孝昭第二子同六十八年為東宮母皇太后世襲足

姬尾張連上祖瀧津世襲之妹也

同國室津秋津嶋宮

后三人 皇子一人

^七 孝靈七十六年 元年庚午百十貳百二十八五十三即位

孝安太子同七

十六年為東宮母皇太后姊押姬天足彥國押人命

姫

同國黒田廬戸宮

后五人 男女御子六人

八 孝元五十七年元年丁亥百十七 六十即位

孝靈太子同三十六年東宮と寸母皇太后細媛磯城

縣主大目娘

同國輕境原宮

后三人 男女御子五人

九 開化六十年元年辛未百十五 五十一即位

孝元第二子同廿二年為東宮皇太后鬱色瀧命遠

祖鬱色雄命穗積臣いとうと

同國春日率川宮イナカ

后四人 男女御子五人

以上九代時臣不記

十 崇神六十八年元年甲申百八 五十二即位

開化第二子同廿八年東宮と寸母皇太后伊香色

瀧命大綜麻杵娘也

同國磯城瑞籬宮

此沖門位の後之をくゑのりとのかきこれよりて天
照大神とくさぬひたさくたすはまをそまつる又諸國小
社とを神くくるとありむと後世にあり民ゆさるる
おんやも小沖ははまの城をへ諸國の地とありし船成

景行第四子同五十一年為東宮母皇太后八坂入姬命八坂入彥皇子命

近江國志賀高穴穗宮

これよりこれか大和國也此沖時緒國の母と定むる也
后一人 沖子一人

大臣武内宿禰

大臣號起自此大臣天皇同日之故有異寵云々

仲哀九年

元年 壬申 御年五十二 四十四即位

景行乃いじまこ日本武尊第二子母皇太后兩道入姬命活目

天皇の沖姫也 重仁也 成務四十八年東宮とす

長門國穴戸豊浦宮

后三人 皇子四人

此沖時皇后より沖姫を如意齋珠と名するなり海に
中より出たり

大臣武内宿禰

大連大伴健持連

大連起自此

こは仲哀の沖子也の日本武尊今尾張熱田大明神之也

神功皇后攝政六十九年

元年 辛巳 御年百廿二即位

仲哀の后なり同化沖子に考座命皇子此沖子大筒城

真稚此沖子息長宿禰此沖子神功皇后也母葛木

高顯媛也

大和國磐余稚櫻宮

大臣武内宿禰

男がすゝとて新羅高麗百濟之方國にあらはて應
神天皇とてうとたむまのりて武内をりて為後見應神
天皇の子とてり藤原の事ありたり武内等よりあらは
きり此事一のみ代にに後たてりか

應神四十一年 元年 庚寅 百一 七十一即位 十

仲哀第四子皇后三為東宮御母神功皇后

大和國輕嶋明宮

后八人 男女御子十九人

今此八幡大菩薩此御門也百濟よりきぬ女也此
御博士とてり寸經典馬等まのりせり

大臣武内宿禰

^{十七} 仁德八十七年 元年 癸酉 百十 廿四即位

應神第四子同四十年為東宮此立坊御舍弟也
有異説也母皇太后姬命 五百木入彦皇子

攝津國難波高津宮

后三人

兄弟即位互讓空位三年とてり此の事あり

仁德御御母と東宮小の事あり此説宜也

大臣武内宿禰

此古臣六代乃御りて二百八十餘年とてりか
これより西をりて此御時氷室又鷹也とて有御狩り

此御門ハ平野大明神也

六 履中六年 元年 庚子 七十 六十二即位

仁德第一子同三十一 年東宮子母 皇太后磐之媛命
葛城襲津彦女

磐余稚櫻宮

此許時宋女以てさしり大臣四人より諸國を征して
平此許時より

執政早群築宿禰 執政始起自此

蘓我滿智宿禰

物部伊呂弗

大連葛木圓大使主 武内宿禰曾孫

十九 反正六年 元年 丙午 六十 五十五即位

仁德第三子履中二年為東宮母履中同母

河内國丹比柴籬宮

后二人 男女冲子四人

執政葛木圓使主

廿 允恭四十二年 元年 壬子 八十 廿九即位

仁德第四子 十五 母履中同母

遠明日香宮

后二人 冲子九人

衣通姬此帝后也 德神也 此神也

大連大伴室屋連

廿一 安康三年 元年 癸巳 五十六 五十三即位

允恭第二子母皇太后忍坂大中姫稚淳毛二

大和國山邊郡石上穴穗宮汎皇女

大臣葛木圓大臣

安康三年眉輪王殺天皇逃入圓大臣家因此為大泊瀨皇子所殺

大連大伴室屋連

兄於赤宮と云れし十二月十日乙未二十と云はれしは
みもとりの大草香は此皇女也其の母と云はれしは
所眉輪王其子也仍其母の母と云はれしは
ふいハ在別帖

雄略廿二年元年丙申百四 七十即位

允恭第四子母安康同母

大和國泊瀨朝倉宮

后四人 男女御子五人

うらみまらけりしはうらみまらけりしはうらみまらけりしは

大臣平群真鳥臣

物部連目 執政伊久佛子

清寧元年或二十七 庚申廿九 廿五即位

雄略第三子母皇大夫人韓媛 葛木大臣娘

同國磐余甕栗宮

此御門ありしはひてしまれりかかろふ御名はあきりこ
つありしとまらけりしは御門ありしはひてしまれりかかろふ御名はあきりこ

まふき、沖子が、一、海守よりて、履中、沖ま、二人丹波國
小からとており、一、たり

大臣大連

^{非四} 顯宗三年 丑年 四十八 卅六即位

履中乃むま、市色押羽子母、美媛、蟻臣のひま、

近明日香八鈎宮

后一人 沖子、

曲水宴此、沖時、小、一、まねり

大臣大連如上

^{非五} 仁賢十一年 戊辰 五十

顯宗、この、母同清寧三年東宮、守

大和國山邊郡石上廣高宮

后二人 男女御子八人

此兩天皇乃、沖奉委在下、丙、丙、ま、一、讓給、同、沖、姉妹の

女と奉ま、一、号、飯豊天皇、一、二月即位、十月崩給、一、常、

皇代記略之、此、二代、孫、世、おき、ま、ね、と、お、か、う、お、ま、り、ゆ、

民、ゆ、ら、ん、へ、と、ま、り、ゆ、て、お、か、り、れ、れ、い、は、を

大臣平群真鳥大臣

平群真鳥大臣、此、沖時、一、大伴金村、一、女、た、ら、り、さ、れ、ぬ

この大臣五代、沖、門、た、を、在、也

大連大伴金村連

^{非六} 武烈八年 元年 御年十八 或五十七云、
戊寅 十歳即位

仁賢太子同七年東宮と母皇后春日大娘皇女
泊瀬列城宮

后一人沖子あり

かたりあり密王丸人然らばすと云ふはひふせりたり真言
大臣ら然らる事と金村小忠心と云はせて一と云ふ

金村大伴小忠心

繼躰廿五年元年五十八即位八十一

應神天皇五世孫彦主人王の御子とあり母振媛いくたの

世のいまこのいまのなり
清月の御門は玄任命あり

應神五世孫者應神集總皇子男大迹王私斐王彦主人王

繼躰已ニ
如此但私斐王ハ異説云々五世と云ふハ應神と云

かそるは除之は神功皇后と云開化天皇乃五世孫云々

其ハ一定開化と加定也若然者私斐王僻説欲慥可檢知

之大和國磐余玉穗宮山城國遷都云々然者猶遷都大

和國云々この時百濟國より五經博士とてきたり武烈

乃後王胤絶畢越前國より此君と迎へ海のくせも群臣

さしかり粗委下記下

后九人 沖子一人 男九人 女十二人

大臣執男大臣 武内子
天皇廿九年九月薨

大連大伴金村連

物部鹿鹿火大連

亦八
安閑二年 元年 七十 六十八即位

繼躰第二子一七母日子媛 尾張連草香娘

大和國勾金橘宮

后四人 御子廿九 大臣大連同前

宣化四年元年 乙卯 七十三 六十九即位

繼躰第二子母安閑同母

大和國檜隈宮

后二人 男女御子六人

大臣蘓我稻目宿禰 滿智宿禰 大連同前

^{三十} 欽明二年元年 癸亥 御年未勘注可尋之

繼體嫡子或三子 母皇太后手白香皇女仁賢御娘

磯城嶋宮

后六人 御子亦五人 男十六人女九人

大臣稻目宿禰廿三年 三月薨

大連金村連 物部尾輿連

此時百濟よりくくめて佛經とくくせる所門ありありはる
國よりやあき病報より物部大臣奏云此國を昔より神
をりて宗とすいはあきくめて佛とくくふこれよりて祓
いりて宗とすはるやこれよりて佛像と雖改りてはる
きて主寺梳けく物ありありあり大なるを内裏
と焼海よりむるものあり日おひりにはるる人をつら
くして佛像とすくその本海よりありこれよりては
とはるりはるる古燈の光像をりてはるる天宮とくりの年

聖德太子世一の御事

敏達十四年元年 壬辰 廿四

欽明第二子欽明十五年東宮太子母皇太后石姬皇女宣化御娘

大和國磐余譯語田宮

后四人 沖子十六人男六人 女十人

大臣蘓我馬子宿禰 大連物部弓削守屋連

此時自百濟國佛像僧匠より守屋佛像を焼法師と思ふのけ日天皇空しく雨ふる王臣惡瘡國內小みらるる佛法を令滅ゆらるる蘓我大臣一人舍利を納りて佛法の之がうらふりつす好みに文と記

てまの守船史祖王辰尔のれとらむ

用明二年元年 巳巳 丙午

欽明第四子母堅鹽媛蘓我稻目 大臣娘

大和國池邊列槻宮

后三人 男女御子七人

大臣同前 大連守屋被誅畢

天皇四月崩給入棺不奉葬之五月守屋聖德太子を合戦蘓我馬子大臣太子兩人沖同心守屋とてふかちりけり其後佛法よりあつり七月天皇乃沖葬送り

世三 崇峻五年元年 丁未 戊申イ 六十六即位

欽明第十五母小姉君娘稲目大臣娘

大和國倉橋宮

后一人 沖子二人 大臣馬子如前

百濟より佛舍利とわす此天皇馬子大臣病され給ひ小きり

^{世四}推古廿六年 元年 壬子 癸丑 沖年七十三 四十 卅八

欽明中女 敏達天皇 乃后也 母用明同母

大和國小壘田宮

大臣馬子如前 卅四五月薨

蘇我蝦夷大臣 同年任 号豊浦

崇峻よりこれ迄相計し位に治りてまの皇子と
赤宮として世に政とあつちなる此東宮用明の沖子也是と
聖徳太子十七條の憲法とがきてなるがうあり位乃取と定

世に治りてまの皇子とあつちなるがうあり位乃取と定
氏よりこのへて曆天文のあり百濟よりわすり僧正僧於此
時小き一はりの僧と僧正の事とさるる

^{辛五}舒明十二年 元年 己丑 卅七即位 沖年四十九

敏達むまご忌坂大見皇子の子也母糠手皇女敏達沖娘

大和國高市園本宮沖諱田村より是とされくの園王沖名ハ

よ小文字おほく人とりてせすよも一かあり孫とす此後
を文字とくわくおれははは法加ふ應記なり

后五人 男女御子八人 大臣蘇我蝦夷臣

此沖時伊予國の内宮へ行幸あり推古よりこれ迄後此田村
王沖時群議より一よりぬ輩此よりこの大位いとさうと

おけりて後大后の子入赤園おまほりて勝犯又大臣

皇極三年元年敏達曾孫前帝舒明妻后也敏達沖子欽元

弟淳王此王の沖子也沖母吉備姬女王欽明天皇孫

大和國明日香川原宮 大臣蘇我蝦夷臣二年十二月子息

入鹿事小よりて自害す

大臣但次代を左右大臣をかこる

豊浦大臣の子蘇我入鹿世は政をとり其ふるまひ病し

りす皇子をみまんとおすといふり此時中大兄皇子天智天皇

也中臣鎌子大織冠此二人くこりて入鹿を誅せしめ父

中より大后を火とりてやあぬ又日本國の文書此

家より治やけぬといふり此大后大鬼とせりこの女帝三

手は後おとす小位とゆつり

孝德十年元年甲寅己巳御諱輕皇極第一也同母也己巳年六月

十四日庚戌即位同日以中大兄皇子立東宮天智天皇也

攝津國難波長柄豊崎宮 后三人 皇子一人

左大臣阿倍倉橋麻呂五年三月七日薨

大紫巨勢德太臣大化五年四月廿日任大臣

右大臣蘇我倉山田石川麻呂馬子大臣子大化五年七月薨

内大臣大錦上中臣鎌子連大化元任一名鎌足 天兒屋根尊二十

一世孫小徳冠御食子卿之長男也大化元年六月三日 誅殺入鹿

即賜恩賞授内大臣詔曰社稷獲安寔頼公事仍拜大錦

冠授内大臣封三千戸寧國機要任公處分云々此時年号

くうりてあり

大化五年白雉五年八省百寮をりてめてわく國々のさふひこ
つさとのとこいじ自唐文書寶物多くわさる此沖門とて佛
法をあらとく神事やとせはるり二千余人は僧尼と一切經と
よませと初二千餘燈と宮中小とせり白雉五年正月禊つ
おやくやゆとの國へむれゆく遷都は前相やとり

皇祚
三十八

齊明七年元年皇極ふとひ位ははき

大和國園本宮小かりまつたを川此女帝おま遷都うめを

明のむゆこ高向はまよとて一子は生れは後小又舒明は斥
うして沖子と入かりま此沖時のとる人おやくさふり豊
浦大臣は靈のさるといりその靈龍小のりて定と飛人小とる

此天皇葬の秋をおくさときとて鬼りるなり

天智十年元年諱葛城舒明第一子母皇極天皇

近江國大津宮 后九人 男女御子十四人

太政大臣大友皇子 天皇第一御子太
政大臣始自此

内大臣大織冠藤原鎌子天皇八年十月十五日為内大臣

姓藤原氏同十五日薨年五十六立宿女五年坊外左右大臣等有

六人此沖門孝養は沖心ふくして沖母齊明天皇うせはて
後七年まで即位しつとる沖は友皇子は去路大臣とす

又法國は百姓をりてわく民はるるとさる又赤宮は時漏
冠とせくうり鎌足と内大臣小とてゆめく養はる姓とはる
齊明天皇は位はるを治支干十七年は後とるる相續して

藤我大臣山田石川磨女 大和國藤原宮太政大臣淨廣

一高市皇子 天武第三息四年七月五日任十年七月十一日薨中納言起自此云々 此外右大臣大

納言在之 东宮おりしませしとまのつた母は唐任しつゝはひぬ

すて此東宮は沙子輕皇子と又東宮よまぬぬ此沖時年號

つり此沖時おしめ小大津皇子謀反事ありてこゝろされぬ

ひふより朱鳥のり七年大化四年 元年 卯杖踏かきとる

事此沖時よりまじ大化二年と位と东宮小田川とてまじ川とて

太上天皇の尊号とたてしはるはれりよりそと後四年おり

ま

文武十一年 元年 諱輕 十九即位 天武孫東宮草壁皇子第二

御母元明天皇也 同藤原宮 后二人沖子一人大化

三年 元年 二月為東宮 知太政官事刑部親王 天武第九子 大寶

三年正月廿日仕 慶雲二年五月七日薨 大納言藤原不比

等 大織冠二男 大寶元年仕 參議大伴安麻呂 參議自此始 大化殘一年無

年号三年 三月廿一日改元 大寶三年 元年 辛丑 年號此後相續不絶律

今とゆゑりしは官位とゆゑりしはて紫衣とゆゑりしは冠と

たす人けりしとゆゑりしは位記とゆゑりしは

慶雲四年 元年 五月七日改元 甲辰

元明七年諱阿閉慶雲四年六月十五日受禪 四十八御年 六十一

天智第四娘文武御母草壁太子女御也母宗我嬪藤我山田

大臣女 大和國平城宮 知太政官事穗積親王

左大臣石上蘇呂 和銅七年 元年 正月十一日改元 戊申

文武の世はひて聖武の世はひて先代つぎなり

四

元正廿年諱氷高東宮草壁太子御子文武天皇の母元明天皇

文武御同母也 同平城宮 知太政官事穗積親王靈龜元年七月十三日薨

舍人親王淨御原天皇第三子 養老四年八月一日薨 左右大臣如前中納言藤原武智

參議同房前此二人淡海公 子息等也 靈龜二年元年九月三日改元 乙卯此日御即位 養老

七年元年丁巳十月十七日改元不比等大臣養老四年八月三日薨

六十二謚号淡海公 聖武の外祖小病少なり

かふれ給贈太政大臣云々

甲五

聖武二十五年諱不分明二十五即位

天璽國排開豐櫻彦天皇文武太子和銅七年為東宮母夫人

藤原宮子淡海公不比等女 同平城宮 后四人御子男女六人

知太政官事舍人親王天平七年十一月十四日薨 同廿二日贈太政大臣天平

寶字二年六月追崇道天皇 同知太政官事鈴鹿王太政大臣高市親王

三男天平九年九月三日薨 左大臣長屋王依謀叛被誅畢遣宇合等 云々高市皇子一男也 左

大臣橘諸兄敏達末孫也改葛城 王為橘諸兄云々 右大臣武智磨天平六年正月十七日薨 九月七日廿五日薨贈

太政大臣 中納言豐成武智一男 中將大將 神龜五年元年甲子二月四日改元此日即位 天平

廿二年元年己巳八月五日改元天平廿一年五十年七月二日位をり

をせ給て出家法諱勝滿也其後八年ありまの東大寺を

御くらせ給列帳の二所ふり参議房前天平二年任中

衛大將大將始也 同九年四月十七日薨五十七 此年兄弟四人四家

曾祖也武智一男 房前 二男 宇合 三男 麻呂 四男 三人の参議より

一年中死去赤袍發天下七月十日 没者不可稱計云々

四六

孝謙十年

八月五日七月十日
三日三十即位

諱阿閉聖武御娘母光明皇后之九

淡海公女

同平城宮

左大臣橘諸兄

天平勝宝八年
二月上表致仕

右大臣

藤原豐成

同勝寶元年四月十四日任宝字元年轉
左七月二日坐事左遷為賞仲磨云々

大保藤惠美押勝

本名仲磨武智二男宝
字元年二月十九日任

紫微内相

准大臣中將
大將如元

同二年改右大臣稱

大保八月廿五日任之同日勅云姓中加惠美二字以仲麻呂為押

勝封戶百町云々天平感寶元年七月二日即位天平勝寶八年

元年 天平寶字二年

元年丁酉
改元

八月二日此天平感寶八月十四日

かく改元ありきれどもそのはろしき七月二日又天平勝宝と云ふ

にきれどもやは縁の年代記のハニ乃年号と云ふ書のをぬき

丁一東大寺と云万僧會あり内裏にきりて天下太平と云ふ

文字のとらり

此書以後の事と云くは別帖あり

淡路廢帝六年諱大炊廿六即位天武孫舍人親王第七子

母大夫人山背

上総守當磨
老女

大師藤押勝

宝字四年正月十一日
自大保任大師天皇

幸大保弟以草部省絶綿賜主典以上有差号太政大臣賜
隨身同八年九月十一日謀反除姓字初解即除藤原姓被誅

大臣道鏡

禪師

宝字八年任賜姓
弓削元少僧都

右大臣藤豐成

宝字四年左大
臣宝字八年

四月還任

無咎蒙罪左降仍被優

天平寶字八年

元年
戊戌

八月二日

改元元年東宮子二年八月一日即位惠美大臣之同心

被奉背孝謙之間廢淡路國於彼國三年後崩御

四八
童祚

稱德五年御年五十二或三孝謙重祚也天平寶字九年

正月一日重祚

太政大臣道鏡禪師

天平神護二年
授法皇位

右大臣

吉備真吉備

右衛士少尉下道朝
臣國勝男中將大將

天平神護三年

元年
乙巳

正月七日

改元神護景雲三年元年八月十八日改元三年八月四日

崩御云々五十二即位五十七崩御也春秋五十七云々

大納言藤真楯房前三男天平神護二年三月十六日薨道鏡法皇事 和氣清

麻呂勅旨太神宮八幡等御詫宣事 天平勝寶元年八月

丁酉也廢帝元年八戌戌歲也不能季記在人口

早九光仁十二年諱白壁 本大納言神護景雲四年庚八月四日癸

群臣云々大納言白壁王立皇太子攝万機政年六十二高野

天皇遺詔同宜以大納言白壁王立皇太子等云々同十月

一日己丑即位於大極殿云々天智天皇孫施基皇子第六子

母椽姬 紀諸人女 平城宮 后五人 御子男女七人

左大臣藤永平寶龜二年二月廿一日六十八中臣清春本名宿奈麻呂式部卿宇合二男

左大臣藤魚名房前五男近衛大將内大臣藤良繼 參議藤百川宇合

寶龜元年七月七日薨 寶龜十一年元年十月一日改元天應

一年正月一日改元高野天皇稱德也うせ後大臣以下群卿

云々うせ後大臣以下群卿

はらへり十二月うせ後元年七十三

平桓武二十四年諱山部天應元年四月三日受禪四十五光仁御子

寶龜四年為東宮三十七母高野氏新笠乙繼朝臣女先長園宮

遷都後平安宮山城國今此京也后女御十六人 男女御子三十二人

左大臣藤魚名延曆元年六月十四日坐事配流稱病留難波二年五月遷京七月廿五日薨贈本官燒却流罪詔等畢云々六十三

右大臣藤田麻呂宇合五男近衛大將藤是公武智孫參議乙磨七月十九日七十薨延曆九

年廿七日任同十五年藤繼繩豐成男中衛大將九月十九日薨延曆六年七

贈左大臣

藤園人

房前嫡孫參議大藏卿楓麻呂男弘仁

藤冬嗣

左大將内麻呂三男

日弘仁十四年

元年

九月廿七日改元

修禪云々

天台座主内供義真弘仁

十三年四月五日官牒年四十四治山十一年座主治山事と云々

終年とは云々属新任也云々天長十年七月四日入滅 五十五

此時時内宴何々云々此時門結書云々何々又云云

は云々世孫皇子十六人女王十四人云々姓依賜て云々の人云々

すへて男女沖子四十七人云々先帝沖不和云々依先帝無と云

して東國へ出向云々云々大納言田村參議綿丸等と

つら云々云々太上天皇の沖方の大將軍

仲成打を畢又内侍乃のみ同孔畢云々めたく地ありと云

上皇沖出家おけり云々東云高岳親王云々大伴の沖子

云々高岳親王出家後弘法大師沖子に云々入

云々遷化云々真如親王云々是云々或ハ云

云々流沙云々云々天台座主此時

云々脱履云々後十九年沖年云々七兼和九年

七月十五日崩沖云々

淳和十年諱大伴弘仁十四年四月十七日 三十八 受禪同元

年月日為東宮二十五桓武第三御子母贈皇太后宮旅子參

議藤百川女 后女御六人御子十三人 左大臣藤冬嗣左

將天長二年轉左大臣同三年七月 藤緒嗣 百川長男贈 右大臣清原

月十四日薨五十二在官六年 大政大臣 天長十年 元年

箕野 左大將舍人親王曾孫御原子孫正五位下 甲辰 正月十五日改元 元年七月五日平城天皇崩御内裏佛

名はしるるり 脱履之後七年 五十七或五十九 太上天皇二人おひ
しまし間も嵯峨を前太上天皇と淳和と以後太上天皇とす

兼和七年 九月八日崩御

五十四

仁明十七年 諱正良深草御門 天長十年二月廿八日受禪

弘仁十四年 四月十九日壬寅立坊嵯峨第二子母皇太后橘嘉

智子内舍人清友女 后女御更衣九人 御子廿四人 之中

七人 八姓瓜分り 左大臣藤緒嗣 兼和十 八致仕 源常 左大將嵯 峨第三子

兼和七年 八月七日任右大臣 右大臣清原夏野 左大將兼和四年 十月七日薨五十六 藤

三守 参議巨勢孫阿波守真佐子兼和五年 正月十日任同七年七月七日薨五十六 橘氏公 贈太政大臣清友 三男兼和十一年

七月二日任帝外舅同十四年 藤良房 各嗣舅右大將嘉祥 元年正月十日任 兼和十四年 十二月十九日薨六十五

元年 正月三日改元 七年五月七日淳和崩御五十九 九年七月十五日嵯峨崩御五十七 嘉祥三年 元年 甲寅 戊辰

六月十三日改元 三年三月十九日崩御 四十一 天台座主円澄

兼和元年三月十六日官階六十一 同三年十月廿三日卒 七十四 治三年 立御門 深草御門 一つ

人中も見さくさく名也 亦葬くく 遍照僧正出家すいふ

あり少將小てすいふに宗貞とてあつく候せり人なり兼和

九年七月十五日に嵯峨院とれ深草よりこれより深草淳和

院兼和七年よりかれ深草にぬ仁明位につきり小時又淳和御子

恒貞親王と東宮とてすまのせられ西院と名はれ後東宮

御方人謀反のさしあつてすたられ御子より小時兼和

二年三月廿一日弘法大師入定より 淳和古十二

文德八年 諱道康嘉祥三年三月廿一日受禪 二十 兼和

九年八月四日立坊十六 同二月廿六日御元服 云々 仁明子母皇

五十五

太右宮藤原順子左大臣冬嗣 五條后 女御六人 御子廿九人

十四人ハ姓トシテ 大政大臣良房左大將天安元年正月十日任大政大臣左大將如元

左大臣源左大將齊衡元年六月十四日薨四十四 源信嵯峨帝第一源氏天安九年二月十九日任

右大臣藤原良相冬嗣五男右大將同日同六年正月轉左大將 仁壽三年元年 四月廿

八日改元齊衡三年元年 十一月廿九日改元天安二年元年

二月廿日改元二年八月廿四日崩御三十二慈覺大師 天台座主内

供奉内仁壽四年四月三日官牒六十 治十年兼和三年為

入唐遣唐使參議右大弁常嗣相共出家待順風之間還

留宰府送二ヶ年同五年六月十三日解纜同十四年歸朝也

貞觀六年十八正月十四日御遷化此御時東大寺大佛御

之り小池小ありしりきり

季六

清和十八年諱推仁水尾御門ト天安二年八月廿七日受禪九

嘉祥三年同日立坊一歳文德第四子貞觀六年正月一日

御元服母太皇太后藤原明子忠仁公深 后十三人 御子

十八人賜姓人四人 攝政太政大臣藤原良房忠仁公白川殿日本國幼主

攝政此時如天安二年十月七日即位也五十五 貞觀

八年八月十九日攝政詔云々可勅之貞觀十四年九月三日

薨六十九此後代々之間大臣等不能記之撰錄臣之外無

其要欲但少々取要可加之 右大臣良相貞觀九年十月十日薨十一月贈正一位

右大臣基經良房養子實中納言長良三男長良八良房舍弟冬嗣一男也 貞觀八年九月

廿二日流大納言伴善男於伊豆國閏三月十日夕燒應天門

并左右掖門等罪也 貞觀十八年元年 四月廿五日改元金輪院 座主

内供奉安惠

貞觀六年二月十六日宣命五十五

此時改官符為宣命慈覺太

師遺奏之故也

治四年同十年四月三日入滅五十八内供奉智證大師

四珍同年六月三日宣命

五十四治廿四年仁壽三年八月九日

入唐天安二年六月十七日歸朝寬平三年十月廿九日入滅

七十八此御時より攝政より負觀十八年位ありて三年

ありて元慶二年五月八日御出家法名素真同十二月四日崩

御三十一御所清和院北御時八幡大菩薩いとし山へうつり

よき世治大安寺の僧仍教祈禱奉渡ま

揚成八年諱真明貞觀十八年十月廿九日受禪九同十一

年月日立坊清和太子元慶六年正月二日御元服母皇太后

藤高子中納言長良之女御子九人皆院之後御子也

五十七

攝政大臣基經受禪同日攝政後開白貞觀十八年依先帝詔攝政元慶元年二月辭大將同二年七月十七日賜内舍人二人左右近衛各六人為隨身兵仗同四年十一月八日詔為關白同十二月十四日任太政大臣元右大臣四十六同六年二月一日有勅仕爵三品如忠仁公故事元慶八年元年丁酉四月十六日改元二年十二月四日清和天皇崩御三十一此中門八十一ま此のりありて天慶四年まとくせのふを

五十八

光孝諱時康小松中門ま元慶八年正月四日受禪御年五十五

仁明第三兼和三年十二月二日御元服云々母贈皇太后宮藤原

澤子紀伊守綱継女執政臣昭宣公基經元慶八年十月廿五日帝於内齋大臣五十第云々仁和四年元年乙巳

二月廿一日改元三年丁卯八月廿六日卯巳二刻崩御五十八陽成院

市物氣於事勿論市事也仍外舅昭宣公大臣以下相談
あゝ此市門之位小法多しうせふ女御四人 男子御子四
一人此内源氏三十五人

平九

宇田十年諱定省亭子院又寛平法王仁和三年八月廿六日
受禪廿一 同年月日立坊光孝第三御子母大后宮班子女王
式部卿仲野親王女 女御五人 御子二十人賜姓八人關白
太政大臣基經仁和三年十一月十九日詔万機巨細百官總已
告關白然後奏下一如故事寛平三年正月十三日薨 五十七
天皇甚哀悼詔贈正一位食封資人并如生故大臣又如故在位
廿年 仁和殘一年寛平九年元年四月廿七日改元 鹿堂藏 山座主
内供惟首二年五月廿一日宣命七 六十六治一年同五年二月廿九

日卒 六十七九

持念堂

内供猷憲五年三月廿五日宣命 七十三治

六月 同年月日卒

河間梨康濟六年九月十二日宣命 六

十七治三年昌泰二年二月八日卒 七十二

此市門ゆ元服い

く人とあゝ元慶年中と斗りその人の事いあれ

もや寛平九年御脱履 三十一

昌泰三年月日御出家 三十四

法名金剛覺養平九年崩御 六十五

院はく三十年まかハ

しきり此市時賀茂臨時祭くまれ

六

醍醐三十三年諱敦仁寛平九年丁七月五日

受禪三十同

五年四月二日立坊九宇多第一御子寛平七年十月九日

御元服十一

或受禪同日云々

但此説非欵

母贈皇太后藤原胤子内

大臣高藤女

高藤、受禪時中納言 昌泰二年任大納言

左大臣時平

内覽号本院昌泰二年二月十四日

任延喜九年四月四日
右大臣菅原臣 内覽昌泰四年癸亥正月廿五日左遷延喜三年癸亥二月廿五日於

太宰府亮給 御年六十 内大臣藤高藤 冬嗣孫内舍人正六位上良門二男昌泰三年正月廿八日任同三月十三日薨六十三 右

大臣源光 仁明天皇第三皇子延喜元年正月廿六日任同十三年三月十二日薨六十八 左大臣藤忠平 左大將延喜十四年

八月廿五日任右大臣延喜二年正月七日轉左 右大臣藤定方 高藤贈太政大臣二男延喜二年 昌泰三年 元年戊午

四月十六日改元 延喜廿二年 元年辛酉 七月十五日改元延長八年

元年 同四月十一日改元 天皇八年九月廿九日崩御 四十六 山座

主阿闍梨長 法橋贈僧正昌泰二年十月八日宣命七十二治 谷 七年延喜六年七月三日卒七十九同八日贈位 内供增命

法務僧正益號靜歡延喜六年十月十七日宣命六十四治七年延喜六年七月三日卒七十九同八日贈位 内供良勇 同廿二年八月廿五日卒六十九 内供尊意 法印贈僧正延喜四年

年同三年二月廿九日卒六十九 内供玄鑿 法橋延長元年七月廿二日宣命六十二 延喜元年正月日管丞相沙事あ

天慶三年二月廿三日卒八十三 延喜元年正月日管丞相沙事あ

とあり其間日記をくやくしめたり延長八年六月廿六日

清涼殿小雷ありく大納言清貫右中辨布世有人跡敷

てたり沖門常寧殿よりつらぬきせ給ふ延長八年九月廿二日

晚殿同月廿九日丑時沖お象法衣寶金剛其後屋を崩御

御年四十六后女御更衣等廿八人男女御子三十六人此内

源氏六人此沖時彗星多ひく出されしをめでしく徳政

おかりれはまは車となくこのころと申傳へり大寶身

号らしまりて後く此沖時とのあふくまへし小野沖

車と權者末代の大忍をば車とくまへるうへをい

くめくた

天保六乙未年春自二月十七日起筆 虽唇字之依
眼病暫止之或一日一丁若二枚書之三月二十日
一卷畢當時 公務繁雜早出晚退故惜寸陰
如千金且頃水戶君告志篇書字之古今倭哥
集亦書寫今朝終哀傷部

當時於詫磨郡國分寺境内阿蘇山寺寶物
出開帳見物多
中村萬喜直道

愚管抄卷二

朱雀十六年諱寬明延喜八年九月廿二日受禪八同三年月日立
坊醍醐第十一御子兼平七年正月四日御元服十五母皇太后宮

藤原穗子照宣公四女攝政太政大臣忠平
受禪同日攝政詔兼平六年八月十九日任太政大臣天慶

四年十月廿日辭攝政同十二月為關白右大臣藤原實賴
忠平長男天慶七年四月九日任兼平七年
元年辛卯

四月十六日改元元年七月十九日宇多院崩御
六十天慶元年
元年戊戌

五月廿三日改元山座主權現律師義海
少僧都天慶三年三月廿五日宣命治

五年同九年五月十日卒
七十權律師延昌
僧正謚號慈念
同九年十月

二月廿日宣命
六十治十八年應和三年正月十五日卒
八十賀茂社

行幸此湯時始九石清水臨時祭始九石將門純友謀反
事平自盛橘遠保等うりて多ふ叡山根本中堂燒亡天慶九

ろくも云りて日記いふるや康保四年五月廿五日
崩^{四十}后女御十人男女御子十九人天曆三年以後此御時一
代無關白小野宮九條教為左右大臣被行政

六十三

冷泉諱憲平康保四年五月廿五日受禪十八天曆四年月日立

坊一歲村上第^二子應和三年二月廿八日御元服^{十四}母皇后藤

源女子九條右大臣師輔公女關白太政大臣實賴^{康保四年六月廿二日關白十月}

五日聽牛車十二月十二日任太政大臣貞信公五男小一條左大臣右大臣藤師尹安和二年^{元年}八月十

三日改元安和二年月日脱履^{十二}其後四十四年とりま次

六十四

四融十五年諱守平安和二年八月十三日受禪十一康保四年

月日立坊八村上第五天祿三年正月三日御元服^{十四}母冷泉院同

關白太政大臣實賴^{清慎公安和二年八月十二日為關白天祿元年五月八日薨年七十一四月十八日}攝政左大

臣伊尹^{天祿元年正月任右大臣左大將如元同五月廿一日為攝政七月諱大將賜兵仗同二年十月二日任太政大臣同年青日薨元}關白太政

大臣兼通^{天祿三年二月廿七日任內大臣之中納言不歷大納言十月廿八日為延曆寺檢校}

天延二年三月廿六日為關白貞元二年十月四日薨^{五十}謚曰忠義公

關白太政大臣賴忠^{貞觀二年十月為關白天元二年十月二日任太政大臣}右大臣兼家^{天元元年十月二日任}

天祿三年^{元年}三月廿日改元貞元二年^{元年}七月十三日改元天元

五年^{元年}四月十五日永觀二年^{元年}四月十五日改元八幡平野行

幸於市時より始より永觀二年八月廿七日脱履^{廿六}寛和元年

三月廿九日御出家御腦^{廿七}法名金剛法正曆三年二月十三日

崩御^{七十}女御后五人皇子一人於市時内裏焼亡多ひあり

小邸の事始よりと云傳るる貞元元年五月十一日丁也内侍所ハ

不損滅但無光其色黒色云々天元三年十月廿二日半滅給云云

同五年十月十七日今度ハ皆焼く事ヲ焼くカ子ト云ハ何ツメ
まのりきり此後と靈驗ハありと云ハ

六五

花山院二年諱師貞永觀二年八月廿七日受禪廿安和二年月日

立坊冷泉院第一子天元五年二月十九日御元服五母贈皇太后

藤原懷子一條攝政女關白太政大臣賴忠關白可知故之由自先帝被奏新帝

左大臣兼家 中納言義懷一條攝政五男永觀二年十月十日叙從

二位二階同十四日正二位依外舅也越道隆寬和元年九月十四日

任參議同十一月廿一日叙從二位同廿五日任中納言九年廿同二年

六月廿六日扈法皇出家太政大臣雖有關白之号委万機於

義懷山座主權僧正尋禪謚號慈恩永觀二年二月廿七日宣

命四十二治四年正曆元年二月廿七日卒四十寬和二年元年四月

廿七日改元此御門寬和二年六月俄道心と發之せりい内裏

と出く花山いかりい次寬弘五年いせい分い

六六

一條廿五年諱懷仁寬和二年六月廿三日受禪永觀二年八月廿

七日立坊因融院第一子永祚二年正月五日御元服十三條院

詮子大入道殿兼家女攝政太政大臣兼家寬和二年六月廿

三日為攝政七月十四日辞右大臣八月廿二日勅年官年爵准三

后但年官年爵因辞不受永延二年三月廿五日宣旨宣聽衆

輦於入宮門陣者正曆元年五月五日依病上表辞攝政為關

白同八日出家法名如寶十日以二條京極家地永為佛地號法興院

同七月二日薨六十攝政内大臣道隆正曆元年五月八日關白同

廿五日聽牛車廿六日攝政六月一日辞大將賜兵仗同六年七月

廿四日辞内大臣同四年四月廿七日辞攝政為關白長元年三月
依病辞關白同四月六日出家十日薨三十四關白右大臣道兼長
德元年四月廿七日為關白同五月五日薨三十五号七日關白

太政大臣賴忠永祚元年六月十六日薨六十贈正一位謚廉義公
藤為光九条殿寬和二年七月廿日任大臣正曆二年九月七日任

太政大臣同三年六月六日薨五十一贈正一位謚恒德公左大臣道
長長德元年五月十一日薨内覽宣旨于時大納言同年六月十

九日任右大臣越内大臣伊周同二年閏七月廿日任左大臣同八月辞左
大將以童子六人為隨身十月九日勅左近衛府生各一人近衛
各四人隨身但止童隨身長德四年三月十三日上表返上隨身

近衛并内覽事等勅許之長保元年十二月十六日重賜隨身
如元内大臣伊周正曆五年八月廿八日越御堂長德元年三月

八日宣旨云太政官若殿上令殿奏下文章等關白病間暫
觸内大臣奏下者同年四月十日服解同日賜左近衛各四人
為隨身同二年四月廿四日左降太宰權帥詔云内大臣藤原

伊周朝臣權中納言藤原隆家去正月十五日夜谷山法皇
御所乎奉射危云云東三條院玉躰不豫云云獻厭呪詔云須
法律乃任罪云云而在所思内大臣乎太宰權帥隆家乎出

雲權守退賜云云年廿三左官三年長德四年閏十二月十六日
叙本位任東三條院御惱大赦之次也寬弘七年二月廿五日
宣旨列大臣可朝議者内大臣藤原公季永延二年元年四

丁亥

月五日改元永祚元年元年八月八日改元正曆五年元年十一月十一日

月七日改元四融院二年十二月二十日崩御四十長德四年元年二月

廿二日改元長保五年元年正月十三日改元寬弘八年元年七月

廿日改元天皇八年六月廿二日崩御三十花山院五年二月八日

崩御四十冷泉院八年十月廿四日崩御六十山座主權大僧

都餘慶謚号智辨 三井寺 權僧正永祚元年九月廿九日宣命七十同十二月廿六日

辞退山僧不用之故也此後智證太師一人一八元之外

不寺務竹林院云云前少僧都陽生權大僧都永祚元年十二月

廿七日宣命二十治一年正曆元年九月廿八日辞退同三年七月廿

日卒三本覺院權僧正正曆元年十二月廿日宣命

治八年長保四年八月一日卒五十東陽權大僧都覺慶大僧正

長保四年十月廿九日宣命七十治十六年長三年十月廿二日卒八十

春日大原野松尾北野已上四社行幸此御時一帥大臣

刑事寬弘八年月日脱履后女御五人御子五人

三條五年諱居貞寬弘八年六月十三日受禪三十寬和元年七月

六日立坊一此日御元服也冷泉院第二子世贈皇后超子大入道

殿兼家第一女左大臣道長寬弘八年八月廿三日聽牛車内

覽如元長和五年元年十二月廿五日改元後三條山座主大僧正慶四

長和三年十二月廿六日宣命治五年寬仁三年九月三日卒七十五

長和五年脱履四寬仁元年四月廿九日御出家同五月五日七

三條院三

後一條二十年諱敦成長和五年正月廿五日受禪九寬弘八年

卒

月日立坊一條院第二子寬仁二年正月三日御元服一母上
東門院彰子御堂關白第一女攝政左大臣道長長和五年
正月廿九日為攝政同六月十日准三宮又勅室家從一位源
倫子賜封戶年爵内外宮三分十月七日辞左大臣寬仁元
年三月廿六日依請罷攝政同年十二月任太政大臣同六年正月
三日中重内聽輦車二月五日上表辞職同三年三月廿一日出家
法名行觀同年五月八日詔准三宮如元同年月日改法名
行覺四年三月廿二日供養新造無量壽院治安三年十月
十七日參向紀伊國金剛峯寺路次七太寺十月十三日於天台
受菩薩戒万壽四年十二月四日薨六十攝政左大臣賴連後關白
寬仁元年三月四日任内大臣六世同十六日攝政廿二日辞大將賜兵仗

又聽牛車同三年十二月廿二日辞攝政為關白治安元年任
左大臣太政大臣公季長元二年十月十七日薨七十贈正一位謚仁義公左大臣
顯光治安元年五月廿五日薨七十八右大臣實資右大將清慎公三男實參議齊敏三男治安
元年七月廿五日任内大臣教通左大將同日任寬仁四年元年丁巳四月廿
三日改元三條院元年五月九日崩御四十治安三年元年辛酉二月
二日改元万壽四年元年甲子七月十三日改元長元九年元年戊辰七月
廿五日改元九年四月十七日崩御九十山座主僧正明教
寬仁三年十月廿日宣命七十治一年同四年七月五日卒七十西院法
印院源法務大僧正同四年七月十七日宣命六十治八年万壽五年五
月廿四日卒七十權僧正慶命万壽五年六月十九日宣命六十治十
一年長曆二年九月七日卒七十長元九年四月十七日崩御九十

后一人女皇二人

卒元

後朱雀九年諱敦良長元九年四月十七日_乙世受禪_{二十}八寬

仁元年月日立坊九一條院第三子寬仁三年八月廿八日御元服_十

母上東門院關白左大臣賴通右大臣藤實資_{右大}內大臣藤

教通_{左大}長曆三年_{元年}四月廿一日改元長久四年_{元年}十一月

十日改元二年正月十八日崩御_{三十}山座主權大僧都教因長

曆三年三月十二日宣命_{六十}治九年永承二年六月十日卒_卒寬

德二年正月十六日脱屣后五人御子七人

七十

後冷泉院廿二年諱親仁寬德二年正月十六日受禪_{二十}長曆

元年八月十一日立坊_{二十}後朱雀院第一子同年七月二日御元服_十

母內侍督膳子御堂乙女后三人御子_三次關白太政大臣

賴通康平五年九月二日辭左大臣同七年十二月十三日讓藤氏

長者於左大臣猶為關白治曆三年七月七日准三宮同年十

二月五日辭關白延久四年正月廿九日於宇治出家法名寂覺

{八十}大臣後廿六年同六年二月二日薨{八十}關白左大臣教通

康平三年七月任左大臣同七年十二月十三日為藤原長者

治曆四年四月十七日為關白右大臣實資永長元年正月八日

薨_{九十}賴宗_{右大將}康平三年七月十七日任治曆元年_{元年}師實_{左大將}康平三年

{九十}內大臣師房{右大將}具平親王三男治曆元年_{元年}永承七年_{元年}四月

十四日改元天喜五年_{元年}正月十一日改元康平七年_{元年}八月廿

九日改元治曆四年_{元年}八月二日改元四年四月十九日天皇崩御_{四十}

{遠賀}山座主法務大僧正明尊永承三年八月十一日宣命{七十}權少僧

源心權大僧都同三年八月廿一日宣命七十治五年天喜元年十月

十一日卒八十權僧正源泉天喜元年十月廿六日宣命七十權

大僧都明快大僧正天喜元年十月廿九日宣命六十治七十年

七十一後三條四年諱尊仁治曆四年四月十九日受禪三十寬德二年

月日立坊十二後朱雀院第二子永承元年十二月十九日御元服

十三母陽明門院禎子三條院第三女關白太政大臣教通左大臣藤

師實延久五年元年四月十三日改元蓮實坊山座主權大僧都勝範正

延久二年九月五日宣命七十五治七年兼保四年正月廿七日卒

三十八幡放生會此御時三十一日在福荷多行幸同始行

延久四年十月六日脱履同五年四月廿一日御出家法名金剛

行五月七日崩御四十后三人男女御子七人

七十一白河十四年諱負仁延久四年十月六日受禪二十同元年月日立

坊七十後三條院第一子治曆元年十二月九日御元服三十母贈皇太

后藤原茂子權大納言實二八公成中納言女也關白教通兼保二年

八十關白左大臣師實兼保二年九月廿六日內覽十月三日藤氏長者丙

大臣師通左大將同日兼保二年八月廿三日改元元年十月

三日上東門院崩八十兼曆元年十月十七日改元永保三年元年

二月十日改元應德三年元年二月七日改元宇治山座主法務大僧

正覺四兼保四年二月五日宣命七十權大僧都覺尋權僧正同年

同月七日宣命六十治四年永保元年十月一日卒七十今年六月

四日山門大衆燒失三井寺事依此座主被拂山門畢座主被

拂寺地時之事如是始末大師法刑在別帖永保元

年四月十五日燒三井寺權大僧都良真正大僧永保元年十月
廿五日宣命嘉保三年五月十三日卒六十德德三年十一月廿六日
脱履喜保三年八月九日御出家四十大治四年七月七日崩御
七十世と知念あり五十餘年后女御二人男女御子九人三條院
あり三勢於て後世と知念んとるりとよむりかられるを終符
よりかく太上天皇と世と知念本之なり法勝勝寺と云はれて
大紫舎等ありくの御佛りとぬる四王の氏寺とてたたあ
りとるは大衆會講師を慈覺智證門人隔年爲講師
御齋會維摩舎以南京僧爲講師也康和に五十の御賀有
りり此時院中に下り小面をとりと上り六部大夫十八藩府所
司元中にありとりと下り小面御事御事御事夫といふはいはしるを

字のほもみか之創也

堀河院廿一年諱善仁應德三年十一月廿六日受禪此同日先
為東宮嘉祥二年七月十九日崩御二十后二人御子三人白
河院第二子寛治三年正月五日御元服一母皇后宮賢子
京極大藏師實女扶政
實六條大臣顯房女太政大臣師實後關白寛治二年十二月十四日
任太政大臣嘉保元年二月十九日辞關白康和二年正月廿
九日出家同二月三日薨關白内大臣師通嘉保元年二月十九
日為關白年三十同十日為氏長者同廿二日給兵仗同三年正
月五日叙從一位康和元年六月廿八日薨右大臣忠實康和元
年八月廿八日大納言之間内覽藤氏長者二十同二年七月十二日
任右大臣長治二年十二月廿五日關白二十寛治七年元年四月

七日改元嘉保二年元年十二月十五日改元永長一年元年十二月

十七日改元兼德二年元年十月廿七日改元康和五年元年八月

月廿八日改元長治二年元年二月十日改元嘉兼二年元年四月

月十日改元二年七月十九日崩御元年山座主僧正仁覺為僧正元年

寬治七年九月十一日宣命元年治九年康和四年月廿八日卒元年

法印寂榮坊權大僧都慶朝康和四年閏五月廿三日宣命元年

治三年嘉兼二年九月廿四日卒元年僧正增譽長治二年閏元年

二月十四日宣命元年法印仁源權僧正同年同月廿七日宣命元年

治四年天仁二年三月廿九日卒元年尊勝寺被建立同立灌頂元年

堂胎金兩部灌頂隔年被行之慈覺智證門徒為灌頂阿元年

闍梨弘法大師門流仁和寺觀音院被置之又議定如此被元年

定畢長治二年十月廿日山大衆日吉神樂とりく元年

きくくくくくくくの本の姫より李仲帥と八幡別當光清元年

同意して寗門社神樂奉射專當丹徳法師 害の訴元年

より先京極寺下テ奉振大内待賢門元年李仲被流罪元年

光清多同日解却見任又八幡宮訴申之間三日還御着元年

一寛治六年始て此風聞あり元年嘉保二元年

年十一月小中堂まで奉振と云云其七下海元年寛治六元年

為房と訴嘉保より義綱訴あり元年

七十四

鳥羽十六年諱宗仁嘉兼二年七月十九日受禪元年康和五年元年

月日立坊一歳保安四年正月廿八日脱屣廿八保元元年七月元年

二日崩御元年堀河院第一子天養四年正月一日御元服元年

后三人御子十四人母贈皇后藤原茨子大納言實季女攝政
太政大臣忠實天養三年十月十四日任太政大臣永久元年
四月十四日辞之嘉承二年七月十九日為攝政保安 二月
廿三日辞關白左大臣忠通保安二年三月五日為關白廿四聽
牛車同四年十二月十七日任左大臣元内大臣天仁二年元年
八月三日改元 天永三年元年 七月十六日改元永久五年元年
癸巳七月十二日改元天永二年元年 四月三日改元保安四年元年
四月十日改元教主坊 座主法印賢暹天仁二年二月廿日宣命八十
治一年天永三年十二月廿三日卒八十 權大僧都仁家南勝坊 權僧正
天仁三年五月十二日宣命十六 治十一年保安二年十月四日卒
二十七十 同元年六月燒三井寺二度大榮坊 權僧正寬慶保安二年

十月六日宣命七十 治二年寂勝寺御建立始置兩部灌頂
等尊勝寺云云 仁平仁平 仁平仁平 仁平仁平 仁平仁平 仁平仁平
中院右大臣花園左大臣清基清基 右大臣右大臣 右大臣右大臣 右大臣右大臣
レテ我御笛左大臣笙吹テイ、シラヌほのり、そそり資

噴大靴仁候より

七年五 崇德十八年諱顯仁保安四年正月廿八日受禪五 大治四年
正月一日御元服十 母侍賢門院璋子白河院御女實六 大納
言公實女也前關白忠實保延六年二月中重内聽牛車六月
五日准三宮同十月二日出家法名四理 應保二年六月十八日薨六十三
攝政太政大臣忠通後關 大治三年三月任太政大臣同四年
四月十日辞之内大臣藤原賴長左大 保延二年十二月任十七

大治二年元年四月三日改元大治五年元年正月廿二日改元

同四年七月七日白河院崩御七十天養一年元年正月廿九日

改元長養三年元年八月十四日改元保延六年元年四月廿

七日改元永治元年元年七月廿八日改元平等院三年座主僧正行尊

保安年十二月十八日宣命九十同廿三日京都拜賀云云則日

辞退位法印仁賢僧正同年同月廿日宣命三十治七年天養

元年六月八日卒四十法印權大僧都忠尋法務大僧正大治五年

十月廿九日宣命六十治八年保延四年十月十四日卒七十鳥羽大

僧正覺猷法務四一十月廿八日宣命六十法務權僧正行玄大僧正

同年同月廿九日宣命四十治十八年久壽二年十一月五日入滅

五十保延六年四月十四日燒三井寺第三度永治元年十月七日

脱履之好是て与相法皇の御心はるをせありまありと書
よも法皇崩御の細に於てはありと沙立位の号成勝
寺と被立

七年六

近衛十四年諱體仁永治元年十二月七日受禪三保延五年

八月十七日立坊一威鳥羽院第八子久安六年正月四日御元服

二加冠法勝殿理髮宇治左府能冠光頼權右中辨云云母美

福門院得子中納言長實女贈左大臣久壽二年七月廿二日

崩御七攝政忠通後關白久長六年九月廿六日停藤氏長

者十二月九日為關白太政大臣實行二公實久安五年八月廿七

日任右大臣七同六年八月廿一日任太政大臣左大臣頼長久安五

年七月廿八日任左大臣十三同六年九月廿六日請藤氏長者印

同七年正月十日蒙内覽宣旨左大臣源有仁輔仁親王右
大將後轉左保安三年十二月十七日任内大臣天永元年十二月
廿二日任左大臣保延六年十二月九日轉左久壽三年二月六日
出家四十同十三日薨康治二年元年四月廿八日改元天養一年
元年二月廿二日改元久安六年元年七月廿二日改元仁平三年
甲子正月廿六日改元久壽二年元年十月廿八日改元七月廿六日
辛未崩御延勝寺と福立此後代々如藍御願寺きこえ凡五
代の御門此五勝寺と云々如くに待賢門女院の四勝寺と
加へて六勝寺と云々此等時々の沙汰も宇治左大臣頼
長公内覽宣旨云々いふ事如く大乱逆終つてあり也
此後此細に在別帖

後白河三年諱雅仁久壽二年七月廿日受禪二十無立坊保
元三年八月十一日脱屣三十鳥羽院第四子保延五年十二月廿
七日御元服三十母崇徳院同關白忠通保元元年七月十一日更
藤氏長者應保二年六月八日出家六十長寛二年二月十九日
薨六十太政大臣實行保元元年八月九日辞退左大臣頼長
内覽藤氏長者保元元年七月十一日合戦官軍同十六日薨七十
保元三年元年四月廿四日改元鳥羽院元年七月二日崩御四十
座主權僧正無品親王久壽三年三月廿日宣命五十治六年應
保二年二月十六日卒嘉應元年六月御出家四十法名行真建
久三年三月十三日崩御六十御願六法住寺十手觀音十躰御堂
号蓮華王院此御建立也關加水涌出有靈驗事云一向

此御時連々乱世具在別帖此君ハ一身阿闍梨成テ終ニ入檀灌頂遂ニ多ク御師ハ公頭大僧正ナリ智證大師門流也

七十八

二條七年諱守仁保元 年八月十日受禪ハ同元年九月廿三日立坊三後白河第一子久壽二年十二月九日御元服母

女御懿子大納言經實女關白左大臣基實讓位日蒙關

白詔六平治元年八月十一日任左大臣長寛二年閏十月辞左

大臣平治一年元年四月廿日改元二年六月十八日知足院殿

薨長寛二年元年三月廿九日改元同二年十九日法祥寺入

道殿下薨崇徳院二年八月廿六日崩御四十永万一年元年

六月五日改元元年七月廿二日崩御三十二六月御脱屣長谷座主

權大僧正覺忠法務大應保二月廿日宣命四十權僧正重輪三井

僧正

五

禪智坊

同二年閏二月三日宣命六治一年長寛二年正月十二日卒後本覺院權

僧正快終法務同年五月廿九日宣命六十治二年同三年九月二日

燒三井寺第四度權僧正俊因長寛二年閏十月十三日宣命五十

治二年仁安元年八月廿八日卒六

七十九

六條三年諱順仁永萬元年六月廿五日受禪仁安三年脱屣 四

安元二年七月十九日崩御十三終小御元服一二條院御子母

不分明藤公妻后中宮御子の一御受禪あり

密事ハ大藏大輔岐伊宗遠女子云云攝政基實永万二年

七月廿六日薨二十攝政基房永万二年七月廿七日攝政同十月四

大政大臣伊通長寛三年二月日依所勞辞退同十一日出家七十三

五日薨 平清盛刑部卿忠盛一男永萬二年十月十一日任内大

臣仁安二年二月十一日任太政大臣同年月日辞左大臣繼宗
永万二年十月十一日任右大臣兼實兵仗同日任内大臣藤
忠雅右大將家忠孫中納言忠房男仁安二年二月_{廿一日}任
安三年_{元年}八月二十六日改元座主僧正快修還補如例也
仁安元年九月二日宣命治一年兼安二年六月十二日卒避
職之六年法印明雲法務_{大僧}仁安二年二月十五日宣命_{五年}
治十年安元三年五月日配流於勢多山門大衆抑留之相
具登山畢

_平高倉十二年諱憲仁仁安三年二月十九日受禪八回二年十月
七日立坊七後白河院第五子嘉應三年正月三日御元服十一
治兼四年二月廿一日脱屣母建春門院滋子攝政基房後關

白兼安二年十二月廿七日關白治兼三年十月十六日停關白
氏長者同八日左遷太宰權帥同月同日起西海之間於邊
出家_{三十}其後留備前國同五年月日被召返聽歸京關白
内大臣基通治兼三年十月十四日任内大臣元二位中將治兼
三年十月十七日辞官坐事配流於尾張國左大臣宗經右
大臣兼實兵仗内大臣雅通右大將大納言顯通一男雅定
猶子仁安三年八月十日任兼安五年二月廿七日薨_平平重盛
左大將安元十二年三月五日任六月五日辞大將治兼三年三
月十一日辞同五月廿五日八月一日薨嘉應二年_{元年}四月八日
改元治兼四年_{元年}八月四日改元座主阿闍梨覺快親王安
元三年五月十一日宣命_{四年}治二年治兼三年十一月十七日辞退但

始日改補云云不知此事云云養和元年十月六日入滅辞退之後
三年僧正明雲治承三年十一月十六日宣命六十治四年壽永
二年十月十九日卒六横死之様可論勿論兼安元年月日
母后建春門院御堂取勝光院供養大法會導師覺珍咒
願明雲安元三年月日大極殿燒亡事後三條聖主はくは
於て保元は修理せしれは此年燒ゆきと樋口京極より
公弟よりまふ火思ひよりぬ小形付と燒ゆりありと中納言を
燒と此辰沖脱履其後安藝國いづれは平相國
入道世となく遷都なりきこと一時くまいつせんとさるえき
宸筆は沖新文ありはくは佛ありきり漢女殊沖字問
あつと詩はくは雜事なり好く女房乃申文をいひく

於ては物おぼろりきり

安徳三年譯言仁治兼四年二月廿一日受禪三同二年十月日立
坊高倉院長子母中宮德子入道太政大臣平清盛女攝政基
通内大臣平宗盛養和一年元年七月十四日改元壽永二年
元年五月十七日改元北御時遷都事ありきり委有別帖此
天皇ハ此壽永二年七月廿五日小外祖之清盛入道及逆は後
外舅内大臣宗盛源氏は武士東國北陸國等せめはつり
は城落てゑまへくはゆりせと後終小元暦二年二月廿四日
長門山よりぬ関たん浦を海へ入くは流るゑひふり
七歳室劔ハ志保とく夫ぬ又神璽を管うはて匹内よりぬ内
侍取ハ時忠よりとくまひり小高と此不思議も細よ在別帖

後鳥羽十五年諱尊成壽永二年八月廿日受禪四歲建久九年正月十一日祝履高倉院第四子文治六年正月三日御元服十加冠攝政太政大臣兼實理髮左大臣實定能冠內藏頭範能攝政基通壽永二年十一月廿一日止攝政藤氏長者二十攝政內大臣師家壽永二年十一月廿一日任內大臣為攝政二十元大納言二十內大臣實定重服之間令後日可還任同三年正月廿二日止攝政氏長者內大臣基通壽永二年正月廿二日為攝政五十文治二年三月十二日止攝政氏長者攝政太政大臣兼實文治元年十二月廿八日內覽干時攝政猶內覽同二年二月廿二日為攝政同三年十二月十四日任太政大臣建久二年十二月十七日關白同七年十一月廿五日止關白氏長者建仁二年正月廿七日

出家六十建永二年四月五日薨五十基通建久七年十月廿五日為關白氏長者七十太政大臣兼房文治六年十月十七日任內大臣建久二年三月廿三日任太政大臣同七日上表左大臣經宗壽永三年十月十七日聽輦車同十八日聽牛車直聽牛車事先例不分明仍先聽車是依大掌會步行也宿老行步不堪故也文治二年任右大臣同五年七月十日任左大臣同六年月日辭左大臣實定文治二年任右大臣同五年七月十日任左大臣同六年月日辭左大臣實房公教男文治五年七月十日任右大臣同六年七月十七日任右大臣建久七年三月廿三日辭十五四月十六日出家兼雅忠雅一男文治五年七月十日任內大臣同六年七月廿七日任右大臣建久九年十一月十四日轉左大臣右大臣賴實

右大將經宗男建久九年十月十四日任越後景内大臣良通
左大將右文治二年十月廿九日任同四年二月廿日殞死忠親
忠雅弟建久二年三月廿三日任同五月十二月十五日出家同
六年三月十二日薨良經左大將建久六年十一月十日任^七同九
年正月廿九日止大將前右大將賴朝^{左馬頭}文治元年四月
廿七日依擲進前^{元散}同廿五日兼右大將十二月三日辞西職
元曆一年^{元年}四月十六日改元 安徳天皇八二年三月廿四日
崩御文治五年^{元年}八月十四日改元建久九年^{庚戌}四月十日
改元後白河院三年三月十三日崩御^{六十}座主權僧正俊光
壽永二年十一月廿三日宣命治二^{六十}月同三年正月廿日被追却
山門^{桂林院}前權僧正全玄法務大僧正壽永三年二月三日宣命^{二十}

治六年^{三并}前大僧正公顯法務文治六年三月四日宣命法印顯真
權僧正同年同月七日宣命^{六十}治二年建久三年十一月日卒^{六十}
權僧正慈円法務大僧正建久 年十一月廿九日宣命^{三十}治二年
同七年十一月日辞退^{加治并}阿闍梨兼仁親王同七年十一月廿日宣命
八^{六十}治一年但五^{六十}月同八年四月廿七日入滅法印辨雅同八年五月
廿一日宣命^{六十}治四年建仁元年二月十七日卒^{六十}建久八安徳
西海へおらる勢は後後白河法皇^{四十}宣命して御受禪ありし
をり鳥羽院も堀河院^{四十}宣命は沙汰とせりとちりや白河法皇の
宣命しきおゆされ^{四十}と力^{四十}ゆゑの^{四十}小^{四十}御脱履は^{四十}兼元元年月
日法堂位表ありと號最勝四天王院地御時小西と小^{四十}面^{四十}面^{四十}と^{四十}り
事は^{四十}まりて^{四十}武士^{四十}カ^{四十}チ^{四十}ト^{四十}モ^{四十}ナ^{四十}ト^{四十}多^{四十}ク^{四十}は^{四十}き^{四十}り^{四十}あ^{四十}り^{四十}馬^{四十}は^{四十}抄^{四十}抄^{四十}

ありて中古以後ありて事なきなり

半三

土御門十二年諱為仁建久九年正月十日受禪四無立坊兼元
四年十二月日脱屣後鳥羽太子元久二年正月二日御元服母兼
明門院内大臣通親女實八能因法印娘也攝政基通如元建仁
二年十二月廿七日止攝政氏長者四十兼元二年十月五日出家四十
負永元年五月廿五日薨四十攝政太政大臣良經建仁二年十二月
廿七日三十同十月廿七日先内覽氏長者宣下云云元久三年三月
七日薨逝八十正治二年元年二月廿七日改元建仁三年元年三月
十三日改元元久二年元年二月廿日改元建永一年元年四月廿七日
改元永元四年元年十月廿五日改元座主前權僧正慈因還補
建仁元年二月十九日宣命四十治一年同二年七月七日辞退法

印實全

權僧正

同二年七月十三日宣命三十治一年同三年八月日山

門學徒堂衆等合戦之間改易僧正真性大僧正同年同月廿八日

宣命七十治二年元久二年十二月日辞退大講堂等焼失之故欲

法印兼因法務僧正元久二年十二月十三日宣命六十治七年建曆元年

十二月辞退總持院焼亡又日吉社邊王子宫以下佛地焼亡云云

如此故欲此君いたるゝ彗星出て數夜失せし消て後まゝに

あく公事とはやりにし御祈請何事なくしり流分はひりし

御母さうひひ之りし法師は孫位小法也流分はひりし

世小沙汰しきりし御位を十少少とありしなり

順德十一年諱守成兼元四年十一月廿五日受禪四正治二年四月

十五日立坊四後鳥羽第十三子兼元二年十二月廿五日御元服二十母

半四

修明門院贈左大臣範季季女現存六從二位關白家實兼久
三年四月廿日止攝政氏長者四十一建曆二年元年三月九日
改元建保六年元年十二月改元兼久三年元年四月十二日改元
座主前大僧正慈因又遷建曆二年正月十六日宣命八十治一
年正月十一日讓公因法印又辭退一此日先以公因被任權僧
正其後已下座主宣命云云權僧正公因同年同月日宣命六十
治十ヶ月同年十月南京衆徒山門衆徒清水寺相論事出
來仍辭退云云前大僧正慈因猶還補同三年六月十九日宣
命九十治一年建保二年六月十日又辭退同年四月十三日燒
三井寺五ヶ度前權僧正兼因還補同年同月十二日宣命

已上代々攝政臣外大臣ハ取要書之付く一七八書あり心
一此山座主因一 大僧正慈因ハ只友まて成てかく辞り
ゆこそ心ゆきくあさましきやうわれかりし辞り人とい上
よりといふ成ふひさかう又下ふもかり辞り一八いふりく又
たひくハせしまありあういあもくもハ秋あふ一三事ありか
やうはゆりハ山門佛法王法と相對する佛法りまゐくもえく侍
たり平治京小う侍りあ如沙山門建まやれいあもくやう
あふ一三事一して侍りあうりん覚ぬれ山門法事と治興一
一松かきあうり侍り其小細小る小覚未あは事より
尸ひくえんす也兼久元年七月十日大内梳亡一此大内炎
上今友相かく十五ヶ度大内守護重代右馬權頭頼茂在

謀反聞被召之間及合戰放火賴茂燒一云則被誅一此
大内造營事殊有御沙汰可有造營云云

白河鳥羽兩代八大略弃置云云此事不審云云建保六年月日
山大衆哉日吉神輿下落代々此事甚多不記記錄々取略記々
略之也兼久二年十月之比記之一後見之人此趣二可書續
也一策略一大切一於別記者不能外見

今上諱懷成兼久三年辛四月廿日戌受禪四建保六年十月
廿八日立坊一歲十月十日寅時御誕生母中宮立子土御門院太子
攝政左大臣道家受禪同日爲攝政二後京極殿良經嫡男
外祖外舅爲大臣之時無不居攝政之例道理必然彼載宣
命云云同廿六日爲藤氏長者兵仗勅授可被牛車等仕例

宮下此日有兵仗拜賀同廿六日新院初御幸一院御所嘉陽
院去廿三日太上天皇尊號云云本ノ新院七上御門院云云

太上天皇三人初例云云法皇小令置給事八先例多云云今上
諱茂仁兼久三年辛七月九日卯受禪十同年十二月一日庚

於宮廳即位孫王即位光仁以後無此例云云高倉院御孫入道
守負親王御子後有太上母北白河院中綱言基同四年正月三日

御元服攝政家實受禪前日七月八日以前帝詔還任云云其後已上
無沙汰云云受禪當日無節會無宣命無警固無固關云云

世以爲奇欬及八九月先帝之攝政詔々施行々之々以有沙
汰外記仰天云云花山院脫屣夜々不思議々之々ありん
と翌日小攝政詔八大入敷小下れ小きと節會ハ河々りけと

と固關の事ありて約りて今度事しむる事ありて世に
中き左大臣家通攝政家實嫡男左大臣右大臣藤原公繼還
任始例云實定公例不似之云兼大將同年閏十月十日任
内大臣藤原公經右大將同日任同年閏十月十日大饗任大臣云
如例負應二年元年四月十三日改元天台座主因基兼久二年
八月廿七日宣命兼久三年四月入道親王尊快年十八ありて
被補天台座主よりきこられ大掌舎に命下
きり奉侍ありし者義仲の時にも俊亮座主八宣命あり
たりと傳ゆりて是れ宣命の間五月十五日訖起て六
月小武士打入りて座主師弟ふけまらひりて志あり十八
歳天台座主佛法王法のかるきあり表示あり世の人より

さく因基僧正攝政の弟とて成りありてされ尊快親
王と八座主の物も入りて是れ年天下有内礼されたり
候主上執政易世人迷惑云一院遠流され徳政國七月
八日お尋ね御出家十二日御下向云但りりきりありて
今道途給ふに御依り八候入道清乾只一人女房雨云則義
茂法師系ありて清乾師系云土御門院并新院六條宮
冷泉宮被行流刑給ふに新院同月廿一日佐渡國冷泉宮同
廿五日備前小碓六條宮同廿四日但馬國土御門院ハ云はる
同年閏十月土佐由へ又被流刑給ふに其後同四年四月改元五
月比阿波國へより世に由三院兩宮皆遠國に流され
ともありて御依りて世に由三院

承久二年八月十六日天皇許を歸ありて日本國は世例い
しはあや漢高祖の父を公に例是にも似たりと世に法
しきる國母の許院号のりハ貞應元年四月十二日從三位唯
二宮云云許名陳子と申すは春許出家の許身とて之例也
如きや但練念持二位政子右大將賴朝卿後室三位とて一傳りや
其例いしはは例もゆるべからず後之事末代さゆも
ゆも例事とありまじ世の末こそ誦にありけり事には
侍れ貞應は改元ハやく也同年は七月十一日准后孫子
院号は定の北白河院と申す二年五月十四日太上法皇崩御已下
如夢りく天下諒闇三年六月十日關東武士が軍を後
伏見義時領に死云同十七日又息男武藏守泰時下向關東

畢同十九日舍弟相模守時房同下向北皇代年代に亦
神武より去り多きま世のりはり道理の一通りとし
きり是と能く心持し一人をさるべきなり偏に能く出たり事ハ
是と及理とありひて書る也先是とわくは思ひたり事ハ
物なれりゆあり人の料なり此末代さゆの事とありや文薄
しるさるる人きりも早も傍も例もありまじく學問はさす
うすのゆとて候も真名^の文字とハ漢もみま義理とささり
知るる人ハきり男ハ紀傳明經の文支取れもさるる事也
傳ハ經傳章疏あれも字を以てて日本紀以下律令ハ
我國のりは世もさるる漢く人ありまじく候も
えはよりまじハ傳詞は本解とて文字へう漢能くかき

くがちりともいふ物もあはしそ思ひびて見のこは人も侍ん
まらん果して名うの物ふい書はくろまわらんうそ思
ひくひまきくして文とら程の心あふゆるぬ世テ
今ハ人好心むきんぞくから成るく侍れいもく書
はく事とハ道理うおと見ぢるふ一にたり

此一卷天保乙未春自三月廿一日起筆 初夏十一日書寫畢

前本題誤字多

中村 萬喜直道

愚管抄卷二

年小そ入日そ入くハ物乃道理との思ひはけて光の
福さめともなぐさ老くいと年もく物さきまらまきんを
世中もくくくん言侍れハ昔よりうはりゆる乃理とあし
まよえして神乃沖成をあらん人代と成く神武天皇は
沖後百王とさうゆまを人のこりすくぬくハ十代成とさり
小き方中小保元の礼つてきて後の事とまら世絶物さう
と中物と書はさく入れハか言くやうけむれ
といまいえん侍りはそれいふたうれゆとのあらん
侍れを保元以後のゆきこれ礼世小侍れをわらさうゆ
のみあらん侍りを侍り人とトとぬ小やとわらしたるして一

まりに世のうつりかたなりとありていふにわたりて
とやとあひくをひけりまこといふにたのむるに
とどかき人の思いてこのたげふをむく世のあひく
もこれとをき^てわらぬゆにこの侍れいもとありひけ
くも心とをなをえびくあひくかきつあ侍りなり
記あれいひくあをせけりるくふくうらへり

神武より成務天皇まで八十六代沖子の皇子はうせあひく
才十四の仲哀と景行は沖むきこにくとせけりひき
成務四十八年と仲哀と八束宮にとせけり景行の
沖子のあひ子にくとむまれおと^りきり^きの沖子を
日本武尊ととる沖年二十にくと白き馬ふりて空人の

わりとくとせけりふく仲哀はその沖子なりその仲哀はき
きは神功皇后とそとけりこの皇后は同化天皇のわ世
のい戸に息長は宿禰のむすをけり應神天皇はけりみ
けり仲哀のけりへりて仲哀うせけりて後あはれ
むきとけり^{そん}と女のおもひて胃けりいとけりて新羅
高麗百濟の三りの國けりうらうらて後けりまうりて
うらけり宮の堀よりそりて應神天皇はけりみきりけ
りまて神功皇后は仲哀の後應神と東宮にとそと十
九年あひく捕政とて世とはおはせりうとけりて後
應神はけりて四十一年沖と百十歳ゆてありま
たり仲哀は神のそへりて新羅^{しんら}をけりまうらうらひえ

はくしおろし仰て御うとほひより先このふい
みいほりまゆみ寂道理八十代成哲まで継嗣正道の
まらそ一向國王世と一人して補佐多くて半のり
仲哀の時時國王沖子多くハ列子孫とちわねし
及理そ外ぬ仲哀神のをしとかうふとかりし
き帝とまをしとつうせ給ふなりとめんこれと此間
神はと一は信をせ給ひぬとあはくとうせ給ふきりやせん
さて皇居ハ女の身よて皇子とちうみかういこの大將軍
きとせ給ふしやとむまれを給ひて後まの二十年ま皇居
を國宗ふておほしとますしやいをも何事とちうめめと
理とやうてあしとれりるをりし男女とちうは玉性の番

量とさふいしと道理又母の居のおほしとまん程とこれよ
まうせて沖孝養あつと道理これらぬ及理と末代の人より
せんともかる同派と祖念とちや此道理とまんかくしと
人れし次小成哲れされ景行の時時姫をて武内の大后とちう
まの臣下いてしと道理と武内を并ハる孝元天皇のやハ
子とちうと應神の時後清寧まで八代皇子とちうはと仁徳
の時予と三人小と後とはとせ給顯宗の時時これハ又一腹中
乃むまことなる

仁徳天皇ハ應神うせおほしと後沖まきと時子に立
沖宇治皇太子なりとこれハ即位せとせ給ふりけむ仁徳
と見ふてかりしとちうとあれしとや仁徳と後とせ給ふとちうと

山やまの大王のて、大草者皇子ハ安楽宮にたかむる地おとと
鞆一て其めとこりて原一てたうらうへふきあ一そこの
かろり一て地まゆまおくれ一くありて思一こ病やあらん
むく作られ者のとううのあふてきとてはのひとと抱りて
酒小多ひてふ一飲多りととありのあつとゆさうらふありたる
太刀とこりてくひととうりきりんとまぼりてはあつた臣の家
よにあとれり一うらうらと中侍とありあくはゆをわひある
つこ一ととくたうのほきよ、推畧天皇と安楽宮すふて侍ははきえ
世と治たはくつこ小清寧天皇ハ推畧の御子にそはくをた
しうらうら皇子は侍得まうけ給いて原中天皇の御孫二人とむり
とりてふふ一とあふたは賢と東宮少ととわととつ顯宗ハ

皇子やとあり一ま一たる世二人を安楽宮世のそとれおそれと
はるあうんもおふにけくれとあり一ととをわび一まうら
たが清寧うを治てあふの末とそははくを治まとととと祥一
て才の顯宗ハゆたり給ひまらあひふふふたはますありま一
たれハいとうやたか帝と二月ハ侍らけまうてありたる其身の
十月少うせさせあひふあれふや常の皇代記少とんえん人
いゆあくぬえあふと傳豊天皇とそやたるこれハ甲子年と
そ一たせるさそ次の年の乙丑の年正月一日顯宗天皇侍
はくを治ひぬあふた東宮なるを治きて才のくこの皇子にた
おら一まんとののみ帝ハゆたりてといくハ群臣をりとおとよ
まらめやけれあふの御命は下ははうひとあうひとたはひ

はるせぬふりこれよりふ二年少く崩逝ありたればはる
皇太子は仁賢天皇作して十年少くおれをまひしより
これより少く必位の所運とありてありてありてありてあり
みりてありてありてありてありてありてありてありてあり
ありてありてありてありてありてありてありてありてあり
末代はありてありてありてありてありてありてありてあり
ゆれさそ仁賢の太子に武烈天皇とありてありてありてあり
ありてありてありてありてありてありてありてありてあり
をせくより外よりありてありてありてありてありてありて
ありてありてありてありてありてありてありてありてあり
越米國・舊神の五世の皇子ありてありてありてありてあり

まのせて位ははるありてありてありてありてありてありて
よりいふくは六年なりありてありてありてありてありてあり
とよりありてありてありてありてありてありてありてあり
子と入るれ次ぎは位ははるありてありてありてありてあり
二人を殺されし欽明の所時をありてありてありてありてあり
て聖徳太子すありてありてありてありてありてありてあり
法はありてありてありてありてありてありてありてありてあり
七年なりとせははるありてありてありてありてありてあり
神治天下をありてありてありてありてありてありてありてあり
二代の間小安原武烈かのをありてありてありてありてあり
仁賢仁徳とありてありてありてありてありてありてありてあり

わつふ十六歳の所時きく佛法とありほく守屋
とういふとわくわく大正おふに威徳ありてわ身より
ふる馬子大正のひと心してきいさうそ太子の昔のれ
ちうくにありわく佛法とあり大正の身なりてこの
馬子大正を信りたりとありこの大正とすこしと
徳もわくしゆさふ多々欽明の沖子といふとありて信り
はうせめふる同士のこの法とありさんとせむ所時馬子の
大正佛法と信りたるありてはくふる王とわくこふされぬ先
よりちひさきうはうふて信れとて世のむきなりさうハ
のりやうわうに世國の佛法と合減たゆゑとてかめれ
とつふしとてそれとわくわくありてはくふる佛法と王法とを

回こころのふに法かして佛法とありぬといひむすハよりて
佛法のこあらす也守屋等と教ふるハ佛法のこあらすハ
あつた王法のよりとわくわくとまひぬや王法のこあらす
はくわくわくゆゑなりとのる法とてはくふるやうもつとて法の
なれよといふもし次小世言た大正の教をとなつふ欽明の
沖子して教達推古といふとせうとてはくふると妻居よて
推古天皇のわくしゆさふとありてはくふるといふとわくわく
そやういふもと共ころわくわくといはくふるといふとわくわく
けらるる一ハ法の礼儀とのりさふとありて佛法かあり
いふとてはくふるといふとてはくふる神功皇太后の例とあり推古の
やうそ神位ありてはくふるといふとてはくふる用明ハ太子の沖てふてこ

もある——さてしほぬれ二年おしやま——太子の
んそのうへん又紫峻とあつらひしやまかへし
を子相——ついでしてあしし兵やへも——ます——
しよめこあつしやまを——しほぬれと信——おいておのふ
ところ——とあつれかたふあふく物つせんもあせ
られぬをほうせぬ推古中帝の御くを子親——
佛法王法まもる——道徳のおもはつたおのりて回
たかきかきとあつたおのりてあつたおのりてあつた
けのゆえこの馬子をばよるゆえとあつたおのりてあつた
きあつたおのりてあつたおのりてあつたおのりてあつた
道徳のおもはつたおのりてあつたおのりてあつたおのりてあつた

のがくひ——ゆえあひぬれ太子をあつたおのりてあつた
といふては下のさつと御覧——あつたおのりてあつたおのりてあつた
れはあつたおのりてあつたおのりてあつたおのりてあつた
す——さておのりてあつたおのりてあつたおのりてあつた
うれとて國王とあつたおのりてあつたおのりてあつた
いあつたおのりてあつたおのりてあつたおのりてあつた
らこの道徳あつたおのりてあつたおのりてあつたおのりてあつた
これおのりてあつたおのりてあつたおのりてあつたおのりてあつた
おのりてあつたおのりてあつたおのりてあつたおのりてあつた
あつたおのりてあつたおのりてあつたおのりてあつたおのりてあつた
くの命教と——と人と教——とあつたおのりてあつたおのりてあつた

さてよのぬいふいぬあひりあり天智の御遺滅こそ
滅ぶまゝのむられ八女帝と二人まて持統元明まで位よ
かーまゆめつはきん持統天皇位はうせぬこれ八女帝
より天智の御二の御むすめ也やと文武の原よおひり
まーあろう皇子とみたまりける草子の皇子とまゆめ
と東宮よたて例のまて御母位はうせぬ御あり
初小草壁の皇子東宮よて移かくうをぬまれをみま
うその御子と東宮よみまてぬるをぬるり文武天皇の
此文武の御時より大寶といふ年號をいつきて其後を年
號をえりて今まをの文武位のち太上天皇といふ
尊號をぬりて太上天皇のちゆりこの持統の女帝の

御時より文武の皇子とて聖武天皇をいつきておとしま
とと二人の女帝とけしとまはる元明元正ある元正を
文武のあねやと御母八元明天皇の聖武八志とて東宮
よて御母を大織冠のむすこは江等大后のむすめこれより
大織冠子孫を國王の御母とまたりとのつここ
人まーまもあふまて藤原の氏を國母にたりゆす
聖武の東宮よて世と八おきえぬ元明のまはおきぬかり
まはまきぬを代とおこちひゆ元正の御時ひく東宮の
まゆめ此御時百官の笏とてせ女の衣裳とてめ宿尼
のな者とゆりせぬすゆめ此御時よりて聖武とて
其の御年を元八年甲子二月四日甲午大極殿とて御即位

ありたり廿五年たまたま延平此の時佛法をいりたりを備
大臣玄昉傷心渡唐して五十卷の一切経をよみたり東大寺
にゆくはなり行基菩薩瀟湘の園分寺と云ふかゆなり
て佛法を地師時よきなりとにきこの皇子おろしきて皇女
位にゆたりて天平勝寶の年よりきをたまひて八年降
まは孝謙天皇おれなり此の時八幡大菩薩たてをいりて
東大寺と称すまを延平をいりて京にありて南とてい
り此の時太上天皇主上后等みな東大寺にまわつておろし
ゆりりり内裏に天下を平しりて文字をいりてき
しりりり

聖武天皇の位よりきを延平て太上天皇して八年まを延平

ゆりてうきや延平の後河内遺勅を孝謙天皇の所よりて
天武天皇孫一品新田部親王河内子式部卿道祖王と云ふを
立太子ありきりやとていりてゆりりり聖武河内遺勅
以下の事と云ふにありひいれおまひするの事おきて勅命を
うけおぬるの事ありけれはあまをきりてあま人とたてまぬ
りてんと云卿よりいれおぬる中に大炊王と云ふを
あまをいりて位を又ゆたりゆけりやとて又其大炊王ありて
河内おろしてあまの大臣とて一心を孝謙とていりてあまを
位よりゆりてあまをいりてあまをいりてあまをいりて
位よりゆりてあまをいりてあまをいりてあまをいりて
孝謙とていりてあまをいりてあまをいりてあまをいりて

後七日法と身言後して内裏ふたせしりておくせられ
しるまゝにせしむる侍より所々まで慈覺大師智證大
師みまわりて熾威光の法者星王法おととおこなひん衆
をまゐりてゆるめ其後やうくのわらんにおほれも王法を
佛法はさうひよまのりて天下の家業水合祥の志しるあや
おてかくめせしに國少くゆれもさしひん衆人今も王法
佛法あまのちりゆくやと要又さるん中ゆつさなり
おやう日本國の役いもく心わく佛法の中の深家の大
りとさうりて菩薩心とおとて佛道元いんやうまをりて
あつたこの世間のゆりゆるを其まににさるす心しんまを
あつとつやくこの勢いも心みんとする人とおしあまは

又心このみゆれいんせまらふこれまは法念の役
あれいんやうあまのゆりて佛法これ對法の法とくゆり
又世間を節とすて一節心とて六十年とす天十おれ年小
めらるるかゆ移し世に法とさうひんせおやあまのいんあこ
るしんてのいんせけあまを世も侍ゆれいん百王とすあま
てこれと心ぬ人は心えさむむさういんせりてすは百帳
の紙と並て治教にけうふやくに今二三帳をりてまうけうハ
ふるふに九十帳とまふまてほひひんをれつてさうさうひ
きん十帳とさうまあひんあまのいんあまのいんあまのいん
一帳おろく其一帳今十枚けうりてな九十の帳とま
うせおとせんとは衆人扱つてこゝろはくおろりしん

一、あるひと七十物、修し、禮、い、ま、を、は、ま、ん、の、七、十、
物、つ、ま、り、今、十、女、帳、を、破、り、し、る、禮、八、四、十、帳、と、み、ま、り、あ、く、
庵、と、い、い、く、か、ら、い、い、と、ぬ、ま、り、又、い、い、く、さ、く、さ、く、い、い、
く、い、い、ま、あ、り、て、い、い、ま、あ、り、を、記、さ、り、し、る、ぬ、ま、り、い、ま、
い、い、し、せん、ま、り、而、も、唐、を、と、ま、ま、り、と、國、の、風、俗、南、朝、の、盛、衰、の、
こ、ろ、を、り、と、ま、ま、り、い、い、ま、あ、り、て、い、い、ま、あ、り、か、く、い、い、ま、あ、り、て、果、
し、ま、り、十、歳、と、い、い、ま、あ、り、て、又、い、い、ま、あ、り、て、い、い、
く、て、人、が、い、い、ま、あ、り、て、い、い、ま、あ、り、あ、り、ま、あ、り、其、の、の、百、日、の、あ、
り、盛、衰、も、その、心、を、い、い、ま、あ、り、而、も、い、い、ま、あ、り、て、い、い、ま、あ、り、
を、取、毎、月、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、月、の、い、い、ま、あ、り、て、い、い、ま、あ、り、
く、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、

禮、授、を、い、い、ま、あ、り、の、い、い、ま、あ、り、盛、者、必、衰、會、者、定、離、と、い、い、ま、あ、り、
り、と、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、
さ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、
神、武、より、盛、者、ま、り、十、七、代、を、い、い、ま、あ、り、正、法、の、王、位、に、自、仲、衰、克、に、ま、り、
亦、六、代、と、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、
り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、
あ、り、と、女、帝、の、皇、極、に、孝、謙、と、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、
眼、を、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、
あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、
こ、この、母、の、若、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、
人、の、中、に、因、果、を、思、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、い、い、ま、あ、り、二、衆、

可奉奏よりさるありはれは中書王の御物よりあるを
れは信長もはさしやとめて事大急まふは物 中宗廟
仍して桓武の齋廟と稱して東宮祈すは天下を
れゆはて平城坊にひらこせ思ふつゝ皆治まらざる
せはなり

一番これ末代の中書王とありはるなり

次淳和の懐妊はあやふく小中申うて二人脱履の後内
きあひは神皇とありはるなり仁明は懐妊の御
子にく位ははさしとみ淳和の御子と東宮小たさしとあり
福小淳和は承和七年八月かるとはぬ懐妊は又日九年
七月十五日崩御とありはるなり此二人の太上皇のうせはふとや

まはれんは赤木の御方入後寛のりありとるは其後の川
し中一日ありて十七日小河保親王の當今の仁明の御方
に依けすのせらるるありたり東宮のうらひはこをさし
いふのりといふと中よりある我ふ人かん思ひはる小や但馬
権守橘逸勢大納言藤原愛後中納言同善野々といふ人
謀をこしと東宮いさき位ははけとさまつとむといふゆいて
きて太上太后宮いさき中納言良房とありてさるゆわひせ
られあはせは此人は治流されたり橘逸勢いつの鴻へをこつ
ふされて大納言よりみらの解官のさるる良房を大納言小
あはせたり東宮と十つありとはなされは此御心よりわたり
ありたり此東宮と恒真親王とさし中書王の冷泉院小

きくおとろきそ白川殿へを奉りてつきてこそ昔男多しと
あつたれよりきみか人なりとれこぬたひききんを清
和を十八年ふりて廿六して又天子の陽成院は九年の
所年所讓位ありて廿九して仰お家ありて三十一をうせ
孫ひより此陽成院九を位はきて八八年はてのあひ
し昔の武烈天皇の如くおのあひしはゆへくおはし
まされをかりそ照宣公基徳を攝政して諸卿群議
ありて是より國王を國とよおさめありしすすこしとて
めんありしつせんそやうくよ定ありたる仁明の
所ふて時康親王を式部卿宮ふてありしゆとる^はと定
へよりて位はけい^はあつたれたるも光孝天皇をり五十

五にそ位はけいを孫ひて三年ありて五十八とうをせ孫ひ
たりそそ其後所ふて宇多天皇と申寛平法皇を廿一を
位はけい^はありしゆとる

廿二にのちと申やゆひおのくこしをうせ孫ひたるふと所子
つまひありしきとれとて位と嗣せんゆとる^はわもはわが
きられしよ我うく君とあつたるゆもはわとるあつたれ
そとる^はひやてむいありしゆとる^はや申やまひは延に眼
宣ふ下あり孫ひて位とれあつたゆゆたりとる^はふと記す
されきり^は其のちとる^はけい^はひとる^はおとせられん
寛平八王侍候とて廿三所ふとありしゆとる^はけい^はなれ
てありしきとる^はよとる^はありしゆとる^はなれ

かく成し——いふゆゑもいふゆゑあり——百よりよりくしをいふと
終ひはを成すと終ふゆゑのいふゆゑありて中々太上天皇よと志
ろ——めきよりめきとくうつとゆへ成——北野の成りハ
日藏うま人もいひぬともいひるふをありぬ成——延喜ハ
廿二年までたもくをたより其後三十年よりいひていひ
き印位をい——と貞任の所より小野宮九條殿においさこ
成ゆともハ世法のうみの巻くこるくと書されし中よ及
ひともはくくのあふ成とも中成りもや弟の九條の成
相を兄の小野宮殿へさきさうりて一定うをいふすとも
成て成りとも終成とけりとも成り子孫も終成と成つとも
んよ又も子孫も帝のくも成りともいふともいひて観音の

外蔵

化力乃敷山の慈惠僧い——あんの契あり——て横川の
孝仁楞嚴三昧院といふ寺と連て九條殿の所存日よ法記
堂とまのけりてのいひて大衆の中より大うりの大と
りて扱此願成就とくハ三つうりふ法成とくとも成り
ふ一書の大うりつきえ法記堂の帝燈とを治けられり
今もきこしと中成りてりこれと其作しとあのはり冷泉
山融の帝よりり先ては冷泉院とて絶并寺文のきえ
内覧括録の成あきやうたはるり成り其法を岡院の成の
ふたう成りて又白河鳥羽後白河を上天皇あり世と成り
——めき成りハいひ——まき成り白河成りつれと成り成り
かり——ゆとも中国白道港の成りあり成り日本玉観音の利

例成下—小野宮殿乃攝政と爲て—國白報く—まらけ
とをそんやされたりゆとて延長乃仰付時年うせ給て後
と大膳乃仰付とて内院乃長ふおうま—て攝政國白とい
はるさもあされたり義民の長者の一のうもて延長乃仰付ハ
貞信云のちわ—を朱蔭院ふて仰付あれと攝政ふをわくせ
給へ材ふを—のハ貞信云國白如えとてありとれとてせを
給て給ハ左大臣とて小野宮殿のこそと只一の上とて奉おこ
けひて冷泉院中時忠—國白の報ありとれを時の衆は仰
答言くらとてかつととて奉給り世の末を治衆も昔とを
小を治りてまよの程をたあり報をれハ今を扱のゆと攝政
國白の長きあり奉か—それ仰堂の—め一條院一條院

知是院の—め松川院の—めひと内院はりりふて
國白ふをわくを治りたりとて—きひたり貞信云の仰を
いふもくたうらある人こをわり也守將門々諸友の附禁中小
仁王會ありたりゆ行ひのひる小聲をりてはひひて
力名人も思てむいなりたり源形の法がく成院—とて人々
か—めわくたりとて—とていひ給ていふゆ—小野宮殿
うせられたりとて—とていひの—め門は人わく—集り
—たりたり言を徳あり人のうせ—とて奉哀とていひて集り
人色と奉て哀傷たりゆありとれハ今とて人とおはる仰付
門外よありまらる大炊下奉哀の妙とて何—いせとて
悲—とてまらる—とていひの—とていひの—とて人々

と信じて一々なる雲の影の因心して中勤りつれんもあつ
とるり一実うくすれんもさきうもさきうのゆゑに
きいまりて其ことと信するゆゑに天竺のゆゑと云ふて
くらきくする説經師の中ふれを彼國このふれをえあけん
とと及經の詮のたつねに其の事とけりていふこといふ説
とを中勤れとさうそ中勤る事と云ふて其心信經のたつねのこりて
炭之傍に中入ありり其入かたはれと道心發心のや
うかやるゆゑにいふこと中勤る經文と云ふ珍寶及王
位臨命終時不隨者と云ふ中勤りて法苑經の序にも悉
捨王位亦隨出家發大衆意常修梵行と云ふこといふや
提摩品と云ふ時有所私仙來白於大王我有微妙法世間所

希有即使隨仙人供給於所須と云ふ中勤りて尺迦佛と我
が出家得阿耨菩提菩薩と云ふ我即力の事とも云ふを説く
る即心の中勤り時難入の佛道と云ふと説くも中勤りつる
といふとも中勤心の一念と云ふは法苑經の教門といふ
不憚の語ともいふは得道と云ふは菩薩戒と云ふせん
よといふやあれとも中勤りつるよりいふこといふこと受法を
あれとも捨法といふこといふこといふこといふこといふこと
と云ふこといふこといふこといふこといふこといふこと
出家ふあつていふこといふこといふこといふこといふこと
ありあつていふこといふこといふこといふこといふこと
と云ふこといふこといふこといふこといふこといふこと

ありてすかきりお家とて此二人を柳のきすれく伝入
とどりより森懐をいひむらの本樂寺の傍よりより惟
成をか茂糸のよき此のひかりとてつてまゝかやした成り
たりとこそたし傳めまむ山法をいふ由ありとてさうりてお
うとれみりとも後くともそたくのりせおけりまんわ
ありたれと定て傳入ま入くせおひまらんくくして一條院
沖位の住持大入道殿ひり世とてれよきおほくさ法殿
まてとらんくくつらふくつらふおつたてくつらふ家のつらふ
よ世とおひりく人のおまおたせいの由ありといひまん
正道とあひりて世とおひりてれく一門のくくまわん
あつらんくくつらふくつらふくつらふくつらふくつらふくつらふ

一門のりくくして世を治るくくつらふくつらふくつらふくつらふくつらふ
祚二年^む五月四日出家くつらふ子内太直道澄く因白と標
て同七月二日^三くつらふ世乃澄く中国白とそ中其あり作因内
太直くつらふ信されく後後同くつらふくつらふくつらふくつらふ
宮分とくつらふおそれくつらふくつらふくつらふくつらふくつらふ
と内太直とてありくつらふ一條院沖母と東一條院とくつらふ女院の
娘ハ此女院なり是を兼家のむすめとて四院院の住なり
此女院乃沖くつらふひのまゝくつらふ世ありくつらふくつらふくつらふ
乃兼おかくつらふ世とて何れくつらふ花山院のあひりの
りてお結梅ありと標ありとてありとてありとてありとてありとて
右太直上臈おれと内太直作因人くつらふくつらふくつらふくつらふ

名入事りありていよくて清くいしく世とまされ在太
比とくありてありて後々右左内白のハありまされ長徳元年
四月廿七日ありて五月八日ありてまされ八世の入ハ七日
同日といひたり其後内を左とて伊周とて内院宣旨あり
しる人ありたり大納を以て伊言いありたりハ道兼左
澄の弟と地知りの大納言其番量振舞はしと世と人と世と
しりたり叔母と地知伊周執政はしと世と礼れせのん
叔母と指祿はしとてれハ世ハおとくしとていしくと
お母とられたりいさうとの女流教今の母房とてひしとく
お母とられたりとまとの女流を伊流かくてすたり秘
いしく伊流とていさうのやありとて期納とていせぬ

いて日の伊流のいさうありとて蔵人頭俊廣とあま
百て伊物流ありたり女流の伊流のあまを明く女流を伊
目おんといはしていさのいさの君はありとてゆとを
くく伊といはしとていさのいさの女流とていさの今
永く伊流のいさの伊流といはしとていさのいさの女流
伊流をいさの伊流をいさの伊流といはしとていさの
といはしとていさの伊流とていさのいさの伊流といはし
とまのいさの伊流といはしとていさのいさの女流といはし
て伊流といはしとていさのいさの伊流といはしとていさの
て蔵人頭といはしとていさのいさの伊流といはしとていさの
とていさのいさの伊流といはしとていさのいさの伊流といはし

天保六乙未年自四月朔日起筆同十一日まゝ終了
り付し年

中村直道

